

日向市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 A	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 57,847	千円 35,179,054	千円 647,862	千円 5,475,738	% 15.6%	% 15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

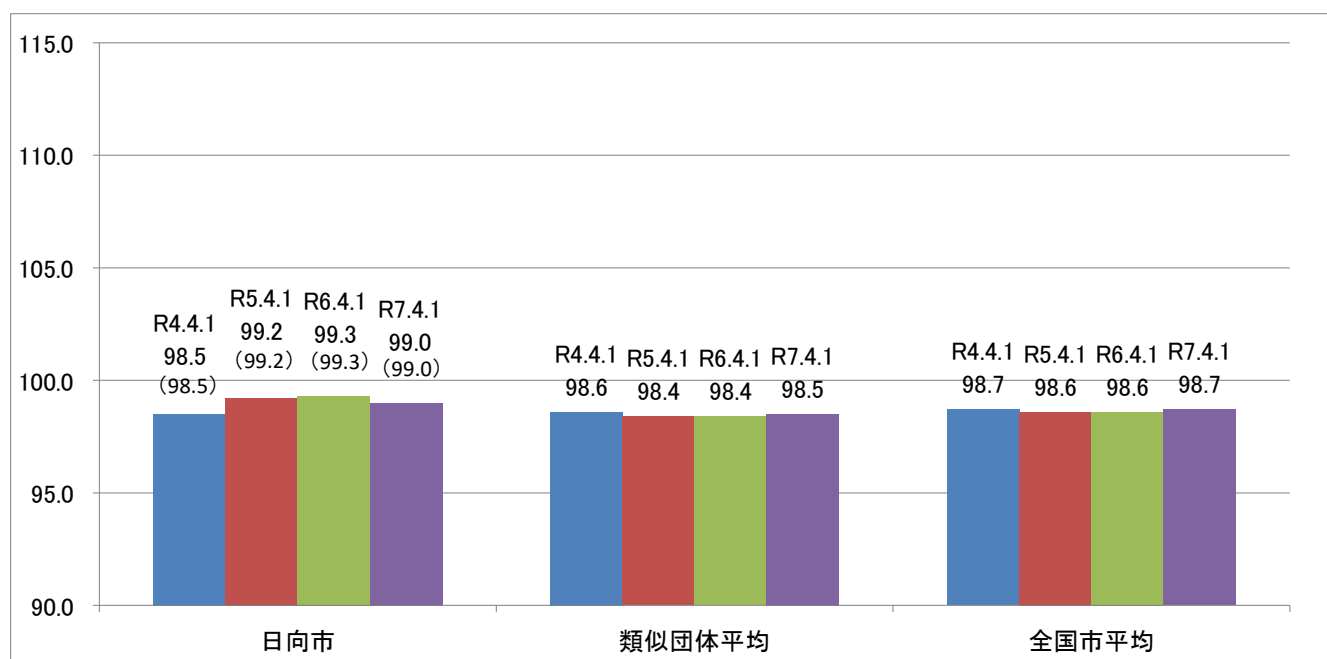
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 542	千円 2,129,129	千円 381,971	千円 862,802	千円 3,373,902	千円 6,225	千円 6,129

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(実施時期 平成27年4月1日、国の給料表の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ、若年層については据え置き。高齢層については最大5.5%引下げ、激変緩和のため、令和3年3月31日まで経過措置(現給保障)を実施。)

②地域手当の見直し

[実施]

(支給割合) 国基準20%に対し、日向市においては16%(医師)を支給。

(支給時期) 平成27年度より16%の支給を実施。

(参考)

	平成26年度 の 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割合	平成29 年度の 支給割合	平成30 年度の 支給割合	令和元 年度の 支給割合	令和2 年度の 支給割合	令和3 年度の 支給割合	令和4 年度の 支給割合	令和5 年度の 支給割合	令和6 年度の 支給割合	令和7 年度の 支給割合
		4月1 日時点	遡及 改定後										
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
本市の支給 割合	0%	0%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

- 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
- 国、県、他の地方公共団体との均衡などを踏まえ、給与の適正化を図るために給料の1%減額を令和4年6月まで実施。(平成30年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	41.4 歳	320,714 円	375,362 円	344,959 円
宮崎県	42.2 歳	320,500 円	388,111 円	344,893 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	50.7 歳	39 人	350,472 円	375,590 円	361,728 円
うち 清掃職員	48.0 歳	11 人	308,273 円	336,696 円	317,500 円
うち 学校給食員	—	—	—	—	—
うち 学校技術員	56.1 歳	11 人	378,682 円	393,979 円	383,636 円
宮崎県	—	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	51.8 歳	19 人	305,103 円	336,779 円	320,403 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
日向市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.05
うち 学校給食員	—	—	—	—
うち 学校技術員	用務員	50.0 歳	217,700 円	1.81
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
日向市	—	—	—
うち 清掃職員	5,305,266円	4,457,900円	1.2
うち 学校給食員	—	—	—
うち 学校技術員	4,537,528円	3,009,100円	1.5

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3か年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	41.2 歳	275,362 円	344,959 円	288,063 円
宮崎県	—	—	—	—
国	41.3 歳	364,188 円	—	442,129 円
類似団体	37.0 歳	297,804 円	381,320 円	323,836 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	43.3 歳	320,628 円	365,417 円	338,250 円
宮崎県	—	—	—	—
国	48.2 歳	333,346 円	—	375,323 円
類似団体	40.1 歳	318,223 円	383,286 円	340,265 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	37.4 歳	300,090 円	344,940 円	316,494 円
宮崎県	—	—	—	—
国	44.2 歳	346,980 円	—	395,165 円
類似団体	37.7 歳	297,258 円	340,142 円	319,521 円

⑥消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日向市	38.9 歳	321,230 円	384,409 円	346,710 円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.6 歳	317,357 円	396,446 円	355,150 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		日向市	宮 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	大 学 卒	220,000 円	—	—
	高 校 卒	188,000 円	—	—
看護・保健職	大 学 卒	220,000 円	—	—
	高 校 卒	188,000 円	—	—
福祉職	大 学 卒	225,600 円	—	—
	高 校 卒	—	—	—
消防職	大 学 卒	225,600 円	—	—
	高 校 卒	194,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	267,817 円	— 円	384,600 円	400,643 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

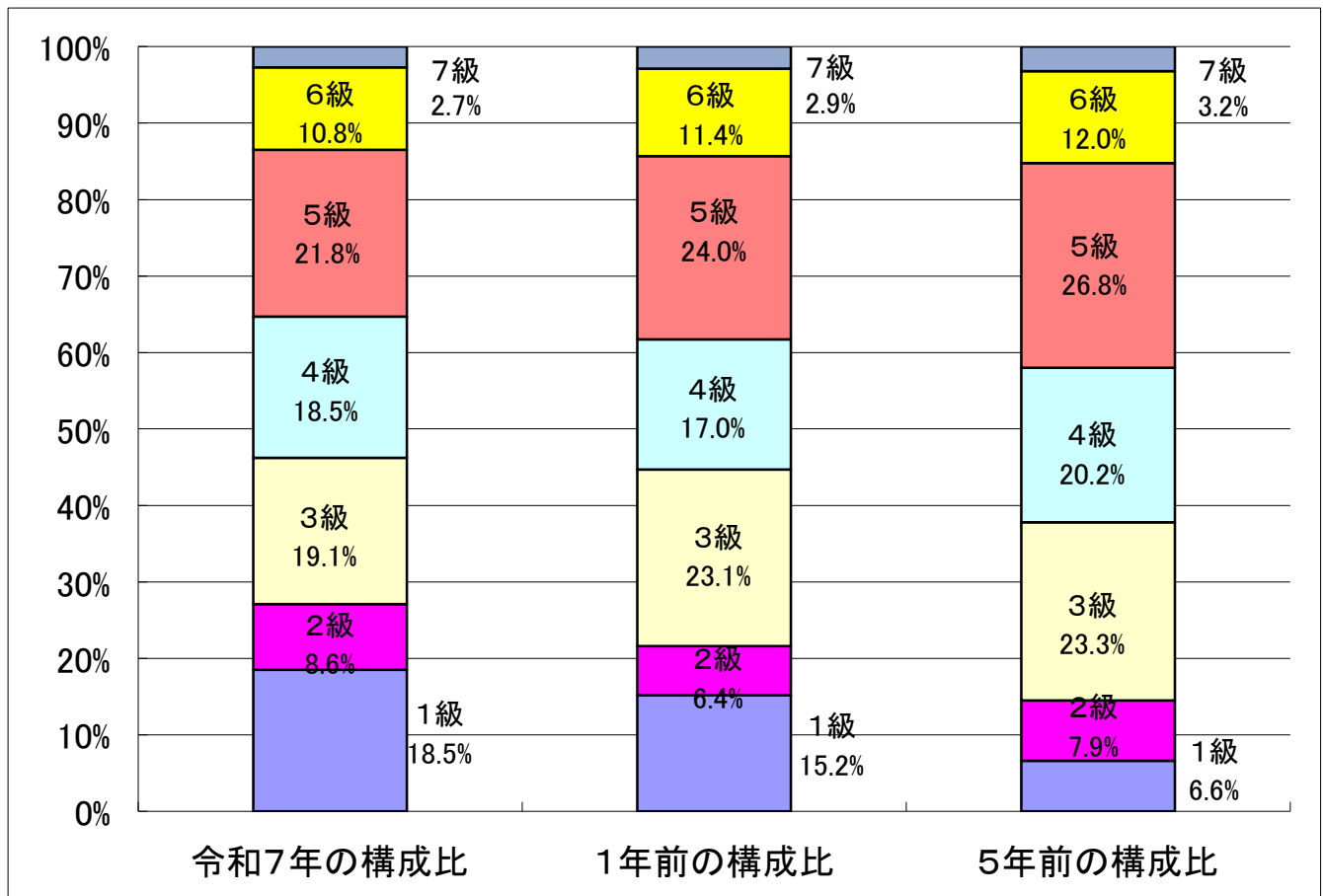
(注) 該当職員がない階層は空欄としています。また、該当職員が3人以下の場合も個人情報保護の観点から空欄としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

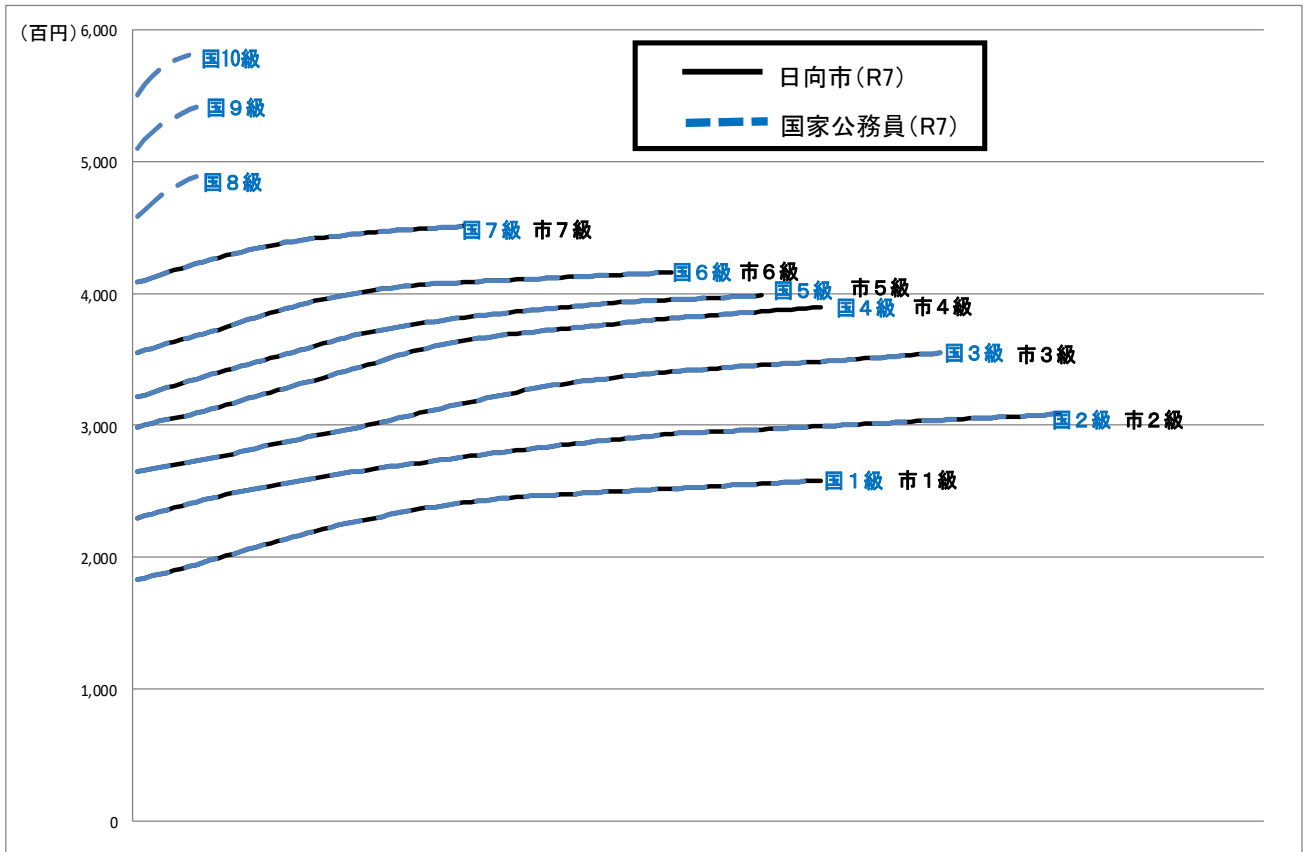
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	67人	18.5%	183,500円	258,100円
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	31人	8.6%	230,000円	308,500円
3級	主任主事及び主任技師の職務	69人	19.1%	265,300円	354,700円
4級	係長及び主査並びに高度な知識及び経験を必要とする業務を行う主任主事及び主任技師の職務	67人	18.5%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐及び副主任並びに専門幹の職務	79人	21.8%	321,300円	398,200円
6級	課長の職務及び主幹の職務	39人	10.8%	355,200円	415,700円
7級	部長の職務	10人	2.7%	408,300円	450,900円

(注) 1 日向市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



昇給 →

(3) 昇給への人事評価の活用状況（日向市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日向市	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,584 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,656 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(日向市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

日向市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	
1人あたり平均支給額	14,664 千円				

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			3,276 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)			1,092,308 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数(令和6年度)	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
2級地(医師)	16 %	2 人	16 %
地域手当補正後のラスパイレス指数			99.0
(ラスパイレス指数)			99.0

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		4,789 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		55,046 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		16.1 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急出動手当	消防職員	救急業務に出動し、患者を医療機関等へ搬送し、又は現場において応急措置を実施した場合	2,367千円	1回につき200円
夜間特殊勤務手当	消防職員	交代勤務を正規の勤務時間としている者が、午後10時から翌日の午前5時までの間に通信受付勤務等の深夜勤務に従事した場合(上記時間内において、通信受付勤務等2以上の勤務に従事しても1勤務とみなす。)	2,628千円	1勤務につき650円
医師手当	医師	医師が手術、診察等の業務に従事した場合	24,754千円	1月につき給料月額の 院長 100分の180 副院長 100分の150 医師 100分の130
看護師手当	看護師	看護師が看護の業務に従事した場合	276千円	看護師長 1月につき4,000円 看護師 1月につき2,000円
放射線技師手当	放射線技師	放射線技師が放射線を照射する業務に直接従事した場合	180千円	1月につき 15,000円
理学療法士手当	理学療法士	理学療法士が理学療法の業務に従事した場合	180千円	1月につき 15,000円
夜間看護等手当	看護師	交替勤務看護師等が、深夜の全部を含む時間に勤務に従事した場合	—	1勤務につき 6,800円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち4時間以上を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 3,300円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち2時間以上4時間未満を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 2,900円
		交替勤務看護師等が、深夜のうち2時間未満を含む時間に勤務に従事した場合		1勤務につき 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	172,574 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	319 千円
支給実績（令和5年度決算）	173,226 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	326 千円

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月3,000円 子 月11,500円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子11,500円、父母等6,500円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同		62,347 千円	250,390 円
住居手当	月額家賃27,000円以下の場合、「家賃-16,000円」 月額家賃27,000円を超え、61,000円未満の場合、「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」 月額家賃61,000円以上の場合、「28,000円」	同		39,951 千円	287,417 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		24,135 千円	70,160 円
管理職手当	部長 75,000円 課長 50,000円 主幹、支所長等 30,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	36,673 千円	632,293 円

5 特別職等の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	865,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	() 円	1,064,000 円 /	686,000 円	
副市長	副市長	692,000 円	879,000 円 /	623,500 円
	() 円			
報酬	議長	433,000 円	629,000 円 /	376,900 円
	副議長	379,000 円	575,000 円 /	309,700 円
	議員	358,000 円	522,000 円 /	286,600 円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長	3.45	月分	
議長	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長	3.45	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×50/100×在職期間の月数	2,076 万円	任期毎
		給料月額×35/100×在職期間の月数	1,163 万円	任期毎
	備考			

(注) 1. 給料の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

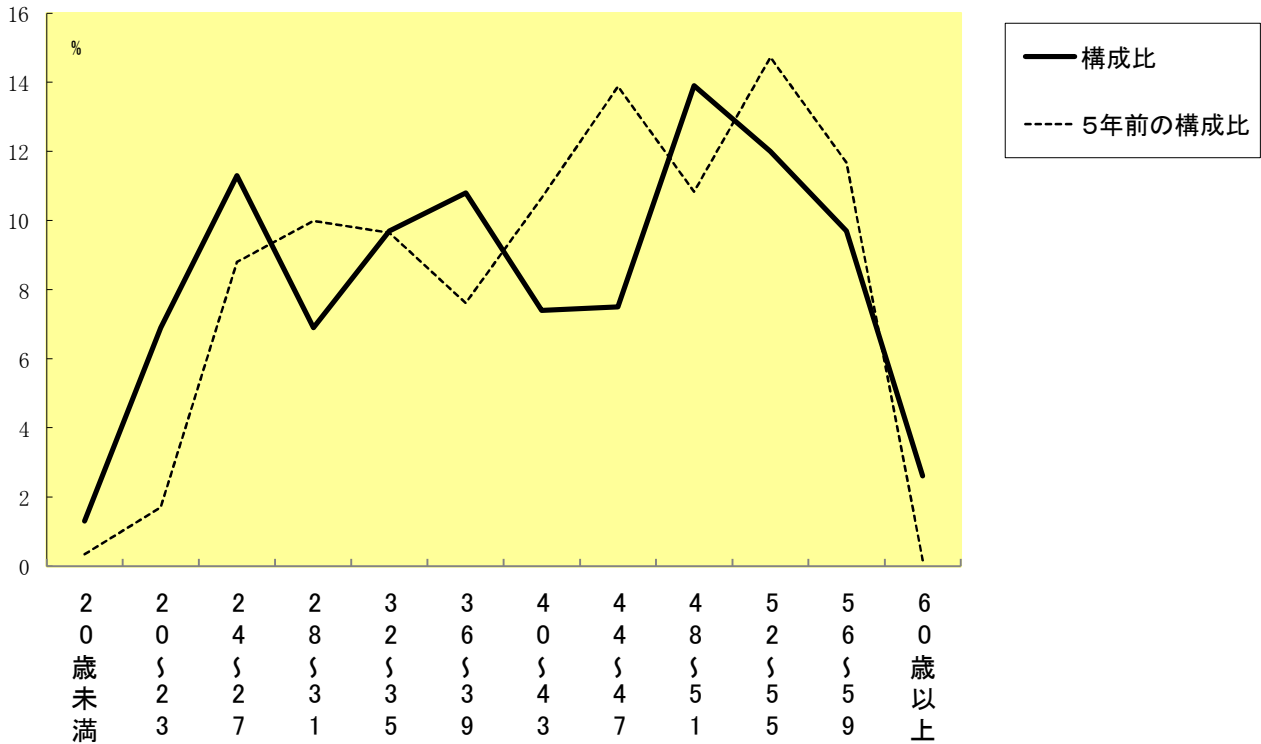
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	議会	6	6	0		
	総務	117	134	17		
	税務	27	27	0		
	農林水産	33	34	1		
	商工	26	25	-1		
	土木	56	57	1		
	民生	88	90	2		
	衛生	36	36	0		
	計	389	409	20		<参考> 人口1万人当たり職員数 70.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.27 人)
	教育部門	56	46	-10		
消防部門	88	87	-1			
小 計	533	542	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.32 人)		
会計部門等公営企業	診療所	16	18	2		
	水道	14	14	0		
	下水道	10	9	-1		
	その他	26	27	1		
	小 計	66	68	2		
合 計		599	610	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.45 人	
		[623]	[623]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	42人	69人	42人	59人	66人	45人	46人	85人	73人	59人	16人	610人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	367	380	378	384	389	409	42 [11.4%]
教育	60	58	60	56	56	46	-14 [-23.3%]
消防	83	86	91	91	88	87	4 [4.8%]
普通会計	510	524	529	531	533	542	32 [6.3%]
公営企業等会計	73	71	71	70	66	68	-5 [-6.8%]
総合計	583	595	600	601	599	610	27 [4.6%]

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,076,119	千円 346,169	千円 91,980	% 8.5	% 9.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 16	千円 60,384	千円 6,769	千円 24,827	千円 91,980	千円 5,749	千円 5,692

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (給料+扶養手当+調整手当)	平均月収額
日 向 市	40.4 歳	337,686 円	507,079 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 向 市		団 体 平 均 等	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,552 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 向 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	

ウ 地域手当 ※対象者なし

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,420 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	89 千円
支給実績（令和5年度決算）	3,164 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	186 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月3,000円 子 月11,500円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子11,500円、父母等6,500円 (16歳~22歳まで5,000円加算)	同		3,090 千円	309,000 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃12,000円を超えるものに限る) 家賃27,000円以下「家賃-16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		752 千円	375,750 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		582 千円	44,438 円
管理職手当	部長 75,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	900 千円	900,000 円

(2) 下水道事業・農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 1,285,091	千円 284,424	千円 55,030	% 4.3	% 4.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)令和5年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 10	千円 42,100	千円 2,713	千円 16,643	千円 61,456	千円 6,146	千円 5,471

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (給料+扶養手当+調 整手当)	平均月収額
日 向 市	39.7 歳	359,083 円	509,984 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

日 向 市		団 体 平 均 等	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,664 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,561 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

日 向 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	

ウ 地域手当 ※対象者なし

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,087 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	109 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,001 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	91 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 月3,000円 子 月11,500円 その他の扶養親族 月6,500円 配偶者がいない場合(1人目) 子11,500円、父母等6,500円 (16歳~22歳まで5,000円加算)	同		1,404 千円	234,000 円
住居手当	貸家 最高28,000円 (月額家賃12,000円を超えるものに限る) 家賃27,000円以下「家賃-16,000円」 家賃27,000円以上 「(家賃-27,000円)×1/2+11,000円」	同		558 千円	279,000 円
通勤手当	交通用具利用者 片道2kmから60km以上までの13区分を2,000円から31,600円まで 交通機関利用者 運賃相当額(55,000円限度額)	同		407 千円	58,143 円
管理職手当	課長 50,000円	異	国と支給区分及び支給額が相違	600 千円	600,000 円